

東浦町病児・病後児保育事業実施要綱

東浦町病児・病後児保育事業実施要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、児童の病気が回復期に至らない場合及び回復期において集団保育が困難な期間に、児童福祉施設、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(利用児童)

第2条 この事業の対象児童は、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により家庭において児童の保育が困難な場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 保護者が町内に在住、在勤又は在学する者である児童
- (2) 病気が回復期に至らず、又は回復期にある生後6月から小学校3年生までの児童
- (3) 当面症状の急変は認められず、集団保育が困難であり、病児・病後児保育の利用が可能であると医師が認める児童

(対象疾患)

第3条 対象疾患は、次の各号のいずれかに該当する疾患とする。ただし、入院又は急性期の治療が必要と認められる場合その他この事業の実施に支障を生ずる恐れがあると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の児童が日常罹患する疾患
- (2) 流行性耳下腺炎等の感染性疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 骨折等の外傷性疾患
- (5) その他町長が認める疾患

(利用定員)

第4条 事業の利用定員は、一日当たり4人以上とする。ただし、利用する児童の病状、感染状況等を考慮し利用を制限することができる。

(実施日等)

第5条 事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長がやむを得ないと認める日
- 2 事業の実施時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 町長は、前2項の規定に関わらず、事業の実施日及び実施時間を変更することができる。

4 利用の期間は、集団生活が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内で連続7日以内とする。ただし、児童の健康状態及び保護者の状況により必要と認められる場合には、最小限の範囲で延長することができるものとする。

(実施場所)

第6条 実施場所は、児童福祉施設、病院等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の基準を満たしたものとする。

- (1) 利用定員1人につき 1.98 m^2 以上、かつ、1室 8 m^2 以上の保育室を有すること。
- (2) 利用定員1人につき 1.65 m^2 以上の観察室、安静室等の児童を静養させ、及び隔離する機能を持つ部屋を有すること。
- (3) 乳児の調乳用等のための調理室を有すること。ただし、事業に支障がない場合は、本体施設等の調理室と兼用することができる。
- (4) 事故防止及び衛生面に配慮されている等の児童の養育に適した場所であること。

(職員配置基準)

第7条 児童の看護を担当する看護師、準看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

2 看護師等及び保育士は、常駐とする。ただし、看護師等及び保育士が速やかな対応をすることが可能であれば、この限りでない。

(協力医)

第8条 事業の実施に当たっては、児童に対する指導、助言及び協力を求めることができる医師及び医療機関を定め、連携しなければならない。

(事前登録)

第9条 事業を利用しようとする保護者は、事前登録を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(利用手続)

第10条 事業を利用しようとする保護者は、事業の利用について予約を行い、事業を実施する施設等において利用手続きを行うものとする。

(費用負担)

第11条 事業を利用した保護者は、児童1人1日につき3,000円の利用料を負担するものとする。

2 町長は、前項の規定する費用のほか必要な経費を保護者から徴収することができる。

(管理記録等)

第12条 町長は、次の書類を作成及び管理するものとする。

- (1) 月別の利用者数及び登録者数を記録した書類
- (2) 業務の収支が分かる書類

(3) その他必要とする書類

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定による事前登録については、この要綱の施行日前においても行うことができる。